

高齢者雇用で使える助成金・給付金 一覧リスト

全体像：誰が・何のために受け取るか

| 受取る主体 | 目的 | 制度名 |
|----------|------------------|--------------------------|
| 従業員本人 | 60歳以降の賃金低下を補う | 高年齢雇用継続給付（雇用保険） |
| 企業（採用時） | 60歳以上の方を新たに雇い入れた | 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） |
| 企業（制度整備） | 65歳以上も働ける制度を導入した | 65歳超雇用推進助成金（JEED） |

1. 個人向け：高年齢雇用継続給付（雇用保険）

60歳以降に賃金が大きく下がった場合に、雇用保険から本人に支給される給付です。

給付の種類

| 種類 | 対象となる場面 |
|--------------|----------------------------|
| 高年齢雇用継続基本給付金 | 同じ事業主のもとで60歳以降も継続して働いている場合 |
| 高年齢再就職給付金 | 基本手当（失業給付）を受給した後に再就職した場合 |

1. 個人向け：高年齢雇用継続給付（雇用保険）

対象者の目安

60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者で、被保険者期間が5年以上あることなど、一定の要件を満たす方。

支給率の上限（2025年4月に引下げ改正あり）

| 60歳到達時期（または5年要件充足時期） | 支給率の上限 |
|----------------------|---------|
| 2025年3月31日以前 | 賃金の 15% |
| 2025年4月1日以降 | 賃金の 10% |

1. 個人向け：高年齢雇用継続給付（雇用保険）

| 支給限度額（参考値）

2025年8月1日以後の支給対象期間における支給限度額は **386,922円** です。この額以上の賃金がある場合は原則不支給となります（合計上限による調整あり）。

| 申請方法

いずれの種類も、実務上は**事業主が申請手続きを行う**運用が一般的です。

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

2-1-1. 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上の雇用確保に向けた**制度整備**（定年引上げ・廃止・継続雇用制度の導入）を行った企業への助成金です。

対象となる取組（いずれか1つ）

| 区分 | 内容 |
|----|-----------------------------|
| A | 65歳以上への定年引上げ |
| B | 定年の廃止 |
| C | 希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入 |
| D | 他社による継続雇用制度の導入 |

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（JEED）

支給額の例：A（定年引上げ）の場合

| 60歳以上の被保険者数 | 65歳 | 66～69歳 <5歳未満の引上げ> | 66～69歳 <5歳以上の引上げ> | 70歳以上 |
|-------------|------|----------------------|----------------------|-------|
| 1～3人 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 30万円 |
| 4～6人 | 20万円 | 25万円 | 50万円 | 50万円 |
| 7～9人 | 25万円 | 30万円 | 85万円 | 85万円 |
| 10人以上 | 30万円 | 35万円 | 105万円 | 105万円 |

※この助成額は令和7年度分です。令和8年度分は現時点で未発表ですが、金額などが変わる可能性があるため、最新の情報を確認する必要があります。

申請期限

- 制度の実施日が属する月の翌月から起算して**4か月以内**
- 受付は原則として各月の**1日～15日**

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（JEED）

2-1-2. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の就業環境を整備する取組（人事評価・賃金制度の見直し、能力開発、職場環境改善など）に対する助成金です。支給額は定額ではなく、取組みに要する費用に助成率を乗じて算定されます。

申請の流れと期限

| 手順 | 内容 | 期限 |
|--------|----------------------------|-----------------------------|
| ① 計画申請 | 「雇用管理整備計画書」をJEEDに提出し認定を受ける | 計画開始日の3か月前まで |
| ② 支給申請 | 計画期間終了後にJEEDへ支給申請 | 計画期間終了日の翌日から6か月後の翌日～その2か月以内 |

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（JEED）

2-1-3. 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した企業への助成金です。

支給額（対象者1人あたり）

| 中小企業 | 中小企業以外 |
|------|--------|
| 30万円 | 23万円 |

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（JEED）

2-1-3. 高年齢者無期雇用転換コース

主な要件

| チェック | 注意事項 |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 無期転換制度を就業規則等に規定していること |
| <input type="checkbox"/> | その制度に基づいて転換を実施すること |
| <input type="checkbox"/> | 転換後、6か月以上の継続雇用と賃金支給があること |

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-1. 65歳超雇用推進助成金（JEED）

2-1-3. 高年齢者無期雇用転換コース

申請の流れと期限

| 手順 | 内容 | 期限 |
|--------|----------------------------|---------------------------|
| ① 計画申請 | 「無期雇用転換計画書」をJEEDに提出し認定を受ける | 計画開始日の 3か月前まで |
| ② 支給申請 | 転換後の賃金6か月分を支給した後にJEEDへ申請 | 6か月分支給日の翌日から 2か月以内 |

2. 企業向け：高齢者の雇入れ・制度整備に対する助成金

2-2. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

60歳以上の高年齢者などを、ハローワーク等の紹介で雇入れ、一定期間継続雇用した企業への助成金です。

支給額（60歳以上の高年齢者の場合）

| 労働者の区分 | 中小企業 | 中小企業以外 | 助成対象期間 | 支給の内訳 |
|----------|------|--------|--------|-----------------------|
| 短時間労働者以外 | 60万円 | 50万円 | 1年 | 30万円×2期（中小以外は25万円×2期） |
| 短時間労働者 | 40万円 | 30万円 | 1年 | 20万円×2期（中小以外は15万円×2期） |

申請の流れ

ハローワーク等の紹介 → 雇入れ → 所定期間の雇用継続 → 支給対象期ごとに申請（上表の「2期」が申請回数に対応）

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています